

## いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に伴う恒久で安定した代替財源の確保を求める意見書

本年7月30日、与野党6党は、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止について、速やかに与野党合意の上で法案を成立させ、今年中のできるだけ早い時期に実施することとしている。これを受け、8月1日に召集された臨時国会中に与野党間の協議体が設置され、法案の具体化に向けた議論が重ねられている。このように、多くの国民が物価高による家計負担の軽減を求めている状況を背景に、与野党間での早期廃止に向けた議論が進んでいる。

しかしながら、いわゆる「ガソリンの暫定税率」による税収は、揮発油税、地方揮発油税のほか、軽油引取税を合わせて約1.5兆円と見込まれており、このうち地方分は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税を合わせて約5,000億円と試算されている。これらは地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源であると同時に、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものである。

特に本県では、遅れている道路をはじめとする社会インフラ整備が急務であると同時に、老朽化対策、防災・減災事業などに対する財政需要は今後一層高まると見込まれている。

よって、国におかれては、いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、代替財源について責任ある議論を丁寧に進め、恒久で安定した財源を確保した上で年内の早い時期に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣

様